

# 床用現場接着剤検査実施方法

## 1. 目的

この実施方法は、床用現場接着剤認定規程（HW-接着剤 001-2013）（以下「規程」という）第 15 条の規程に基づき、認定された床用現場接着剤の性能の確認を行うための定期検査及び認定の更新のための検査の方法を定めるものである。

## 2. 検査の方法

（公財）日本住宅・木材技術センター（以下「技術センター」という）理事長は、3. に規定する検査実施方法により検査を実行する。

## 3. 検査実施方法

- 1) 定期検査は、認定された製品につき、1か年に1回以上実施し、認定基準 3. の(2)の①に定めるア)湿潤材、イ)凍結材試験に合格しなければならない。
- 2) 認定の更新のための検査は、3年目に行い、認定基準の 3. に定めるすべての試験に合格しなければならない。
- 3) 定期検査及び認定更新の検査は下記の方法で行う。
  - ① 市販の製品から無作為に選び、試験を行う。
  - ② 検査を行う認定製品は2個以上とする。
  - ③ 性能基準に適合しない場合は、同一の試料により再試験を行い、前号による試験結果も含めて平均値を算出し、適否を判定する。
  - ④ 再試験に不合格の場合は、別の製品を入手し、試験を行う。
  - ⑤ ④の試験により合格した製品については、6か月後に更に定期検査を行う。
- 4) 3)の④の試験に不合格の場合は、認定を取消し、認定マークの使用を禁止する。

制定 昭和54年 7月 7日

改正 平成15年 6月16日

改正 平成25年 4月 1日